

盛岡市立東松園小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月改定

本方針は、人権尊重の理念に基づき、東松園小学校の全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめを防止することを目的に策定するものである。

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめのとりえ

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が丸丸となって組織的に対応することが必要である。

(2) 学校としての指導方針

- ①学校は、児童と教職員、児童同士が信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。
- ②いじめは、どの子どもにも、どの学校、どの学級でも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に全教職員が取り組む。
- ③早期発見に努め、いじめられる側に立った対応を最優先とし、迅速かつ組織的に対応する。
- ④学校教育目標の3つの柱の一つに「助け合う子」を掲げており、そのために令和5年度はあいさつをはじめとする心を育てる取り組みを展開し、児童一人ひとりが自己存在感をもつことができる学校づくりを進める方針である。
- ⑤学校と家庭、地域が連携・協働する体制を構築する。また、関係機関との連携を図る。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童等に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

(いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第二条による)

(2) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第四条)

(3) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2) 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 いじめ防止対策組織と教育相談

(1) いじめ防止対策組織

- ① 各学期に「生徒指導委員会（いじめ対策委員会を兼ねる）」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員だけで抱え込むことなく情報共有し、組織的に対応する。
この委員会は、校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部員、養護教諭、必要に応じて関係学級担任やスクールカウンセラーを加えて構成する。
また、緊急を要する場合は、必要に応じて開催し、対応を進める。
- ② 月 1 回、職員会議にて問題傾向を有する児童の現状や指導についての情報交換、いじめとして指導した事案への対応と被害児童への支援について共通理解を行う。
- ③ 月 1 回、生徒指導部会にていじめアンケートの結果や児童の様子をについて情報交換することにより、組織的な対応が必要な児童について指導のあり方を検討する。
- ④ 重大事態（いじめ防止対策推進法 第 28 条第 1 項）が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいて対応する。

(2) 教育相談

- ① 日常の様子やいじめアンケート等から気になる様子があれば、積極的に教育相談を行う。
- ② 困ったときは担任だけではなく、養護教諭やスクールカウンセラー等へ相談できることを周知する。
- ③ 「心と体の健康観察」をもとにサポートラインの児童に対し、個別面談を行う。

5 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ① いじめが起きにくいよりよい人間関係の構築、ルールの順守、などの基本的な態度・能力、及び自己有用感を育み、全ての子どもが安心して生活できるようにする。
- ② 「東松園スタンダード」（物構え・身構え・心構え）を徹底し、規律正しい態度で授業や行事に取り組めるよう努める。
- ③ 道徳の時間をはじめ全教育活動で道徳教育の充実を図り、望ましい価値観や判断力の形成をめざす。
- ④ 場に応じた言葉遣いや礼儀作法について、学級活動や学校生活を通じて指導を行う。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対する取り組みの推進を行う。
- ⑥ 自尊感情の向上と望ましい人間関係づくりのために担任が児童の様子を把握するためのチェック表や関わり方についての体験的な学習を学級づくりに活用する。

(2) 児童自らがいじめについて学ぶ取り組み

- ① 学級集団づくりを通して一人ひとりの違いや認め合うことの大切さを認め合うことを学ばせ、排除や差別をなくす。
- ② 復興教育を意識した教育活動の推進により、命の大切さと「いきる」「かかわる」価値を学ばせる。
- ③ 児童は児童会活動の「ひがし運動」やいじめ防止のためのスローガンの作成、掲示などを通して、思いやりの心を高める活動に取り組む。

(3) いじめを早期発見する取り組み

- ① 健康観察や日常会話などから児童の様子に目を配り、人間関係や心身の状態に変化がみられないか気を配る。「安全・安心・心の日」には、配慮が必要な児童への教育相談を積極的に行う。
- ② 毎月一回、「いじめアンケート」を実施し、現状把握とともに教育相談の機会とする。
- ③ 児童と保護者対象の「いじめに関するアンケート」（2学期）、児童対象の「心と体の健康観察」、担任が児童の様子を把握するためのチェック表を活用し、児童の悩みや人間関係、心や体の状態を把握する。
- ④ 担任だけではなく、養護教諭やスクールカウンセラー等へ相談できることを周知する。

⑤ 「心と体の健康観察」をもとにサポートラインの児童に対し、個別面談を行う。

(4) いじめに対する措置

- ① いじめを発見した教員は、生徒指導主事に報告する。生徒指導主事は副校長及び校長と対応を協議し、担任に伝える。
- ② 被害児童に寄り添って事実関係の聴取を行い、保護者に事実関係を伝える。事態の状況に応じて生徒指導委員会を開き、対応と児童への支援について確認する。
- ③ 加害児童に対して事実関係の聴取を行い、複数の教職員による役割分担のもと、いじめをやめさせ再発を防止する措置をとる。また、保護者に事実関係を伝え協力を依頼する。
- ④ 状況に応じて関係機関、専門家などの協力を得る。重大事態発生時については、市教育委員会に指導・助言を求めて、学校として組織的に対応にあたる。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の報告

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（教育委員会）に報告する。
- ② 児童からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

(3) 重大事態の調査（学校が調査の主体となる場合）

教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

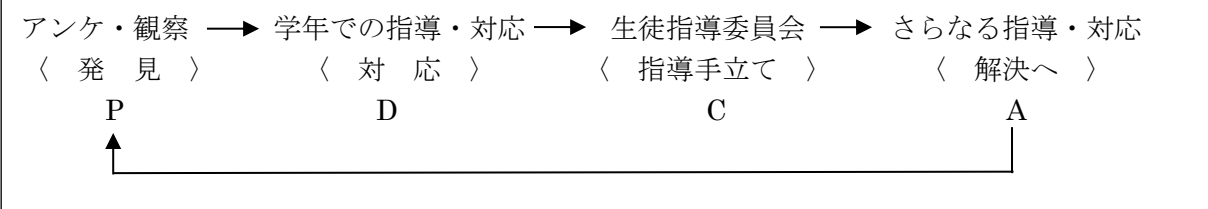
- ① 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ 被害児童及び被害児童保護者等に対し、調査方針等の説明を行う。
- ④ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
《関係者の個人情報に配慮する》
- ⑦ いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ⑧ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

(4) 重大事態の調査（教育委員会が調査の主体となる場合）

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

7 学校の取り組みに対する検証・見直し

- ① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- ② いじめに関するアンケートを毎月末に実施し、その結果を生徒指導委員会で検討する。



8 いじめ防止のための保護者や地域との連携

(1) 対応方針・方法の周知について

- ① 学校便りや懇談会などで、いじめに対する学校の認識や対応方針・方法等を周知し、協力と情報提供を依頼する。
- ② 授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- ③ 必要に応じて、児童民生委員などの地域関係者や関係団体との連携を進める。

9 いじめ防止のための教員研修計画と学校評価

(1) 教職員研修について

- ① 学校いじめ基本方針についての共通理解（新年度職員会議）
- ② いじめ防止のための研修（1学期）
- ③ 情報モラル教室（2学期）
- ④ いじめに関わる生徒指導情報交換（毎月）
- ⑤ いじめに関するアンケート（児童・保護者）について共通理解（12月）
- ⑥ 未然防止の取組の PDCA サイクルによる確認（期末反省7月・12月）

(2) 学校評価について

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの未然防止、早期発見に関わる取り組みに関することを学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。